

「災害時における歯科口腔保健」

平成25年8月

山梨県

—はじめに—

口腔は、食物を摂取するだけでなく、会話(発音)や呼吸という大切な役割を担っており、呼吸器感染症をはじめ全身の疾患の発症とも密接に関連しています。口腔ケアは、生活の質を維持するためだけでなく、種々の疾病を予防するとともに、高齢者等の介護予防にとっても必要不可欠です。

県内で大規模災害等が発生した場合には、市町村・保健所等の担当者は健康維持を目的とした口腔ケアを住民に呼びかける等、歯科保健対策を講じなければなりません。歯と口の健康(以下、歯科口腔保健)について理解を深めた住民が、災害時に行政の指導がなくとも発災直後から避難所等で率先して周囲に口腔ケアを呼びかけ、地域住民の歯科口腔保健をはじめとする健康維持が図られるよう、日頃から地域において様々な機会を利用して住民に啓発を行うことが必要です。

災害時における口腔ケアについては、『山梨県大規模災害時医療救護マニュアル』において、「保健所による歯科保健対策」(ページ IV-10)として位置づけられています。そこで『第2次やまなし防災アクションプラン』のアクション項目「口腔ケア体制の整備」に基づき、「災害時における歯科口腔保健」を作成し、その連携体制や市町村・保健所担当者等が了知しておくべきポイント等についてまとめました。

日常的に歯科口腔保健の必要性や重要性について啓発を行うことで災害時に歯科保健衛生を通して公衆衛生の恒常性が保持されるよう、その啓発活動の一助となれば幸いです。

平成25年8月

山梨県福祉保健部健康増進課長 堀岡 伸彦

目次

【作成経緯及び確認事項】

対象：特に行政(県、市町村担当者等)、保健医療関係者、福祉関係者、及び教育関係者等

1. 策定の背景	I
2. 山梨県大規模災害時歯科医療救護体系	
(1) 山梨県大規模災害時医療救護マニュアルによる 歯科医療対策・地域保健(歯科保健)予防対策	II
(2) 歯科医療救護・地域保健(歯科保健)予防対策実施体制組織図	III
(3) 予測される災害発生後からの流れ	IV
「被災者の健康状態等」、「行政(県)の動き」、 「想定される問題点」、「時間の経過に伴う口腔内の状況」	

【災害時における歯科口腔保健】

対象：全ての人

1. 歯科口腔保健と口腔ケア	1
2. 口腔ケアの意義	1
3. 口腔ケアの目的	2
4. 年代別特徴と災害時における課題等	2
「乳幼児」、「学童期」、「成人」、「高齢者」、「災害時要援護者」	
5. 対策	8
「口腔ケアのポイント」、「歯ブラシやその他の道具に関すること」、 「その他」、「一般避難所及び福祉避難所における口腔ケアのポイント」	
6. 要チェック事項	12
「平常時における確認事項」、「発災後における確認事項」	

【資料編】

- 梨歯(リハ)ピリ体操
- 「災害時口腔ケア啓発用ポスター」
- 一般避難所や福祉避難所における口腔ケアQ&A

★「災害時における歯科口腔保健」及び「資料編」は住民への歯科保健指導等を実施する際に切り離して使用できます。